

●香川県監査委員公表第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年12月26日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	高 城 宗 幸

- 第1 監査対象法人 公益財団法人吉野川水源地域対策基金
- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年11月1日
- 3 県の出資金の額 202,050,000円
- 4 監査の結果
- 出資金に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
- 第2 監査対象法人 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金
- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年11月1日
- 3 県の出資金の額 490,000,000円
- 4 監査の結果
- 出資金に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
- 第3 監査対象法人 学校法人倉田学園
- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年11月7日
- 3 県の補助金の額 546,962,156円
- 4 監査の結果
- 補助金に係る出納その他事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。
- (1) 指導注意事項
- 普通預金の一部について、貸借対照表に計上されていないものがあつた。
- (2) 検討指示事項
- 資金運用を目的とする金融資産の計上について、適切な勘定科目を検討する必要がある。また、リスクのある資金運用について、資金運用規程等を定めることを検討する必要がある。
- 第4 監査対象法人 学校法人高松学園
- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年10月24日
- 3 県の補助金の額 41,524,590円
- 4 監査の結果
- 補助金に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

- 第5 監査対象法人 学校法人国東学園
- 1 監査対象年度 平成28年度
 - 2 監査実施年月日 平成29年12月18日
 - 3 県の補助金の額 46,521,000円
 - 4 監査の結果
補助金に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
- 第6 監査対象法人 公益社団法人香川県私学退職金社団
- 1 監査対象年度 平成28年度
 - 2 監査実施年月日 平成29年12月18日
 - 3 県の補助金の額 88,570,260円
 - 4 監査の結果
補助金に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
- 第7 監査対象法人 公益財団法人香川県国際交流協会
- 1 監査対象年度 平成28年度
 - 2 監査実施年月日 平成29年12月18日
 - 3 県の出資金等の額

出資金	750,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金	38,100,000円
 - 4 監査の結果
出資金及び香川国際交流会館の管理業務に係る出納その他事務については、次の指導注意事項が認められた。
指導注意事項
釣銭受払簿について、現金との不一致及び記載漏れが確認された。釣銭の取扱いに関する規定を整備し、これに基づいた適正な管理を行う必要がある。
- 第8 監査対象法人 公益財団法人かがわ水と緑の財団
- 1 監査対象年度 平成28年度
 - 2 監査実施年月日 平成29年12月18日
 - 3 県の出資金等の額

出資金	10,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金	99,840,000円
 - 4 監査の結果
出資金並びに香川県公測森林公園及び香川用水記念公園の管理業務に係る出納その他事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。
(1) 指導注意事項
ア 50万円を超える修繕について、事前に事業者から見積書を徴収することが可能であるものは、会計規程に従い3人以上の者から見積書を徴収する必要がある。(香川用水記念公園)
イ 財務関係事務の決裁について、組織規程において専務理事専決事項としているにもかかわらず、課長決裁としているものがあつた。(香川用水記念公園)
(2) 検討指示事項
会計規程に固定資産の価格の基準がないことから、規程の見直しを検討する必要がある。

(香川県公測森林公園)

- 第9 監査対象法人 公益財団法人かがわ健康福祉機構
- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年12月18日
- 3 県の出資金等の額 出資金 428,000,000円
補助金 19,553,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 113,583,577円
- 4 監査の結果
出資金及び補助金並びに香川県社会福祉総合センターの管理業務に係る出納その他事務については、次の指導注意事項が認められた。
指導注意事項
ア 県からの委託料の変更に伴う減額について、収益の減少とすべきところ、費用の増加として処理されていた。
イ 財務規程において、契約金額が50万円を超えるときは契約書の作成を省略できないにもかかわらず、作成していないものがあった。
ウ 財務計算に関する書類に計上されていない収入及び支出があった。
- 第10 監査対象法人 公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団
- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年12月18日
- 3 県の出資金等の額 出資金 520,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 334,470,000円
- 4 監査の結果
出資金及びさぬきこどもの国の管理業務に係る出納その他事務については、次の指導注意事項が認められた。
指導注意事項
報酬に係る所得税の源泉徴収がされていないものがあった。
- 第11 監査対象法人 公益財団法人香川県身体障害者団体連合会
- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年11月2日
- 3 県の出資金等の額 出資金 50,000,000円
補助金 8,383,620円
- 4 監査の結果
出資金及び補助金に係る出納その他事務については、次の指導注意事項が認められた。
指導注意事項
ア 財務規程において金額が30万円を超える支出は、会長の決裁が必要であるにもかかわらず、事務局長決裁となっているものがあった。
イ 現金の受払いがあったにもかかわらず、財務規程で備えるものとされている現金出納簿が作成されていなかった。
- 第12 監査対象法人 公益財団法人香川いのちのリレー財団
- 1 監査対象年度 平成28年度

- 2 監査実施年月日 平成29年11月1日
3 県の出資金等の額 出資金 59,430,000円
補助金 3,102,000円

4 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

職員による立替払が恒常的に行われているが、立替払は真にやむを得ない場合に限る必要がある。また、職員が立替払をした領収書の宛名が職員名となっているものがあった。

第13 監査対象法人 公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター

- 1 監査対象年度 平成28年度
2 監査実施年月日 平成29年10月31日
3 県の出資金の額 10,000,000円

4 監査の結果

出資金に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第14 監査対象法人 公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター

- 1 監査対象年度 平成28年度
2 監査実施年月日 平成29年12月18日
3 県の出資金等の額 出資金 1,500,000円
補助金 13,747,000円

4 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

立替払は真にやむを得ない場合に限る必要がある。また、その場合においても、立替払に係る取扱いをあらかじめ定めておく必要がある。

第15 監査対象法人 香川県中小企業団体中央会

- 1 監査対象年度 平成28年度
2 監査実施年月日 平成29年11月8日
3 県の補助金の額 76,413,857円

4 監査の結果

補助金に係る出納その他事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

備品台帳は作成されていたが、備品の範囲が明確にされておらず、現物確認もできていなかった。

第16 監査対象法人 穴吹エンタープライズ株式会社

- 1 監査対象年度 平成28年度
2 監査実施年月日 平成29年11月2日
3 県の委託金の額 189,150,000円

4 監査の結果

香川県産業交流センターの管理業務に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事

項及び検討指示事項は認められなかった。

第17 監査対象法人 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー

- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年12月18日
- 3 県の出資金等の額 出資金 150,000,000円
補助金 8,136,000円

4 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第18 監査対象法人 シンボルタワー開発株式会社

- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年11月8日
- 3 県の委託金の額 280,405,460円

4 監査の結果

サポート高松交流拠点施設等の管理業務に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第19 監査対象法人 琴参バス株式会社

- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年12月18日
- 3 県の補助金の額 67,304,000円

4 監査の結果

(1) 法人に対するもの

香川県地域公共交通確保維持改善事業補助金に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。また、香川県定期観光バス運行事業補助金に係る出納その他事務については、県交流推進部に対し補助金の実績報告書等の審査について指導しているので、今後の対応について協力いただきたい。

(2) 県交流推進部に対するもの

指摘事項

(ア) 香川県定期観光バス運行事業補助金について、補助対象事業費に補助対象外経費が含まれているなど、補助金申請書及び実績報告書の審査が十分に行われていなかった。改めて詳細な審査を行い、補助金返還も含め適正に対応する必要がある。

(イ) 上記補助金の交付決定通知の発行が著しく遅延しており、これにより平成28年度の定期監査を受けていない。また、財政的援助団体等監査の事前照会に対し、補助対象団体が監査対象に該当するにもかかわらず、調書が提出されなかった。

第20 監査対象法人 香川県漁業信用基金協会

- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年12月18日
- 3 県の出資金の額 351,350,000円

4 監査の結果

出資金に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認めら

れなかった。

第21 監査対象法人 公益財団法人香川県下水道公社

- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年10月31日
- 3 県の出資金の額 300,900,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第22 監査対象団体 四電工・シンコースポーツグループ

- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年12月18日
- 3 県の委託金の額 46,225,000円
- 4 監査の結果

香川県立武道館の管理業務に係る出納その他事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第23 監査対象法人 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター

- 1 監査対象年度 平成28年度
- 2 監査実施年月日 平成29年10月24日
- 3 県の出資金の額 503,360,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

長期貸付金について、貸借対照表の資産の部に計上すべきところ、誤って正味財産増減計算書の経常費用に計上していた。